



平成 30 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 **株式会社 ティビィシー・スキャット**
代 表 者 代表取締役社長 安田 茂幸
(コード：3974 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 常務取締役
経営管理本部長 古澤 誠一
(TEL：03-5623-9670)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 11 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、平成 31 年 1 月 30 日開催の第 51 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- (1) 当社の事業の多様化に対応するため、第 2 条に定める目的の追加を行うものがあります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にし、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な配当政策及び資本政策を図ることを可能とするため、剰余金の配当を取締役会においても決議ができるよう、変更案第 40 条（剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関）の新設をするほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(4) 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(13) 条文省略</p> <p><u>(14) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び居宅介護支援事業</u> <u>(15) 有料老人ホームの経営及び施設の企画、立案</u></p> <p>(新設)</p> <p>(16)～(17) 条文省略</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第19条 条文省略</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条 ～ 第40条 条文省略</p> | <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(4) 現行どおり</p> <p><u>(5) インターネット等のネットワークを利用した情報提供サービス業、有料広告掲載業、通信販売業、ならびに電子商取引及び決済に関する事務の受託および代行</u></p> <p>(6)～(14) 現行どおり</p> <p><u>(15) 有料老人ホーム及び老人向け住宅の企画、設置及び運営</u> <u>(16) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業</u> <u>(17) 介護保険事業の計画及び経営に関するコンサルティング事業</u></p> <p>(18)～(19) 現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第18条 現行どおり</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 現行どおり</p> <p>第20条 ～ 第39条 現行どおり</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、 毎年 10 月 31 日とする。 (新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当) 第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 43 条 ～ 第 44 条 条文省略</p> | <p>(剰余金の配当および自己株式の取得等の決定機関) 第 40 条 当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にて決議することができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当社の期末配当の基準日は、 毎年 10 月 31 日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第 42 条 ～ 第 43 条 現行どおり</p> |

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 30 年 1 月 30 日 (予定)
定款変更の効力発生日 : 平成 30 年 1 月 31 日 (予定)

以 上